

議案第 31 号

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市児童遊園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第196号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
略	略	出塔ちびっ子広場	橋本市出塔75番地の1
略	略	略	略
略	略	古佐田ちびっ子広場	橋本市古佐田2番地先
略	略	略	略
略	略	原田東ちびっ子広場	橋本市原田109番地
略	略	略	略
略	略	山王ちびっ子広場	橋本市恋野80番地
略	略	略	略
中下ちびっ子広場	橋本市隅田町中下78番地	中下ちびっ子広場	橋本市隅田町中下287番地
菖蒲谷ちびっ子広場	略	菖蒲谷ちびっ子広場	略
杓掛ちびっ子広場	橋本市柱本60番地の1	略	略
略	略	略	略
略	略	田原ちびっこ広場	橋本市高野口町田原231番地の2
略	略	名古屋脇の田ちびっこ広場	橋本市高野口町名古屋1080番地の12
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。